

(趣旨)

第1条 岡山県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の公印の取扱い等に関し別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公印の定義)

第2条 「公印」とは、庁名又は職名をもって発する公文書に用いる印章をいう。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、寸法、ひな形、使用区分及び公印保管者(以下「保管者」という。)は、別表のとおりとする。

2 保管者は、公印の保管及び取扱いについて、所属職員のうちから、公印取扱者(以下「取扱者」という。)を指名することができる。

(公印の保管等)

第4条 保管者及び取扱者は、公印を慎重に取り扱い、盗難、紛失、不正使用等の事故がないよう十分注意しなければならない。

2 保管者は、公印の盗難、紛失、不正使用等の事故があったときは、直ちに、そのてん末を広域連合長に報告しなければならない。

(公印台帳)

第5条 公印を登録し、整理するため、保管課に公印台帳(別記様式)を置く。

(公印の新調、改刻又は廃止)

第6条 公印を新調、改刻又は廃止するときは、事務局長を経て、広域連合長の決裁を受けなければならない。

2 公印を新調又は改刻したときは、事務局長を経て、公印台帳に登録しなければならない。

3 改刻又は廃止して不要となった公印は、保管課に引き継ぎ、5年間保存しなければならない。

4 前2項による登録及び引継ぎは、事実発生後5日以内に終了しなければならない。

(公印の使用)

第7条 公印を使用するときは、押印を要する文書に決裁済みの文書を添えて、当該保管者又は取扱者に提示し、承認を受けなければならない。

2 公印は、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。ただし、やむを得ない理由により当該保管者の承認を受けたときは、この限りでない。

(印影の印刷)

第8条 公印の印影又はその縮小したものを印刷しようとするときは、当該保管者に合議しなければならない。

2 前項による印影の原版は、保管者が保管するものとする。

(電子公印)

第9条 電子計算機を利用して公印を押すべき文書を作成するときは、当該電子計算機に記録した公印の印影又はその縮小したもの（以下「電子公印」という。）を出力することにより、公印の押印に代えることができる。この場合において、事務局長を経て、広域連合長の決裁を受けなければならない。

2 電子公印を使用する事務の主管課長は、不正使用その他事故を防止するため、当該電子公印について適切な管理等を行わなければならない。

（公印取扱い調査）

第10条 事務局長は、公印の取扱いについて必要があると認めるときは、適時調査することができる。

2 前項の規定により必要があると認めるときは、当該公印に関する報告を求め、又は参考書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月1日広域連合規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

番号	公印の名称	寸法 (ミリメートル)	ひな形	使用区分	保管者
1	岡山県後期高齢者 医療広域連合印	方 21	岡山県後期 高齢者医療 広域連合印	広域連合名をもつ てするとき。	総務課長
2	岡山県後期高齢者 医療広域連合長印	方 21	岡山県後期 高齢者医療 広域連合長印	広域連合長名をも つてするとき。	総務課長
3	岡山県後期高齢者 医療広域連合副広 域連合長印	方 21	岡山県後期 高齢者医療 広域連合副 広域連合長印	副広域連合長名を もつてするとき。	総務課長
4	岡山県後期高齢者 医療広域連合会計 管理者印	方 21	岡山県後期 高齢者医療 広域連合会 計管理者印	会計管理者名をも つてするとき。	総務課長
5	岡山県後期高齢者 医療広域連合事務 局長印	方 21	岡山県後期 高齢者医療 広域連合 事務局長印	事務局長名をもつ てするとき。	総務課長
7	岡山県後期高齢者 医療広域連合選挙 長之印	方 21	岡山県後期 高齢者医療 広域連合 選挙長之印	選挙長名をもつて するとき。	総務課長

8	岡山県後期高齢者 医療広域連合長職 務代理者印	方 2 1	岡山県後期 高齢者医療 広域連合長 職務代理者印	職務代理者名をも ってするとき。	総務課長
---	-------------------------------	-------	-----------------------------------	---------------------	------

別記様式（第5条関係）

公 印 台 帳

名 称			
ひな形番号		印 影	
寸 法			
書 体			
個 数			
使用区分		備 考	
年 月 日新調			
年 月 日廃止			

保 管 者	